令和８年度　社会福祉法人角田市社会福祉協議会事業計画

基本方針

角田市社会福祉協議会は、第２期地域福祉活動計画の基本理念「自分らしく生き、ともに助け合い活かし合う地域づくりを進めていこう」の目的達成に向けて事業を進めることで、市民の健康で文化的な生活や幸福追求を図っていきます。

急速に少子高齢化・核家族化が進み、生活困窮世帯の増加や社会情勢の変化等による地域コミュニティの弱体化が指摘され、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、地域での支え合いやつながりといった「地域力」「住民力」が重要となっています。

さらには、介護保険制度改正により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの体制整備が重要で、生活支援体制整備事業を推進しております。また、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談事業の実施などを行う生活困窮者自立支援制度が角田市直営で平成２７年度から実施され、連携して自立支援を行っております。

一方、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たすための改革が行われ、組織のガバナンス（管理体制）の強化や透明性の向上を図ります。さらには地域共生社会の実現に向け、令和４年２月９日に宮城県、県内市町村、県社協及び県内市町村社会福祉協議会が構成団体となり宮城県地域共生社会推進会議が設立され、包括的な支援体制の構築や地域住民の参画と協働が進められています。こうした制度・改革を地域福祉推進の契機ととらえ、市民の皆様をはじめ、社会福祉関係者、関係機関等の参画と協働によって地域福祉推進活動を展開するとともに、令和５年度に策定した「地域福祉活動計画」により、角田市の地域福祉計画と連動しながら、市民の自主的、主体的な活動の推進を地域福祉の中で、市と連携して進めていきます。なお、角田市では、令和９年度から実施することを目指した「包括的な支援体制」の構築に向け、社会福祉協議会も含めた市の関係各課が参加した検討チームが「重層的支援体制整備事業」の活用等を考慮した検討を行っており、そうした活動にも積極的に参加のうえ、「包括的な支援体制」の構築に向けた市の事業に貢献していきます。

歳末たすけあい募金の配分事業の１つである「地域ささえあい事業」では、生活困窮者への自立支援、災害被災世帯支援、子育て支援、食品等を無償で提供する「フードバンク事業」、市内中高校生及び子どもの心のケアハウス「Coco はうすかくだ」の生徒**等**が描いた絵手紙を実質ひとり暮らしの高齢者の方々へ送付する「地域ささえあい絵手紙事業」を引続き実施していきます。また、地域住民がこの地域で安心した生活が送れるよう、緊急時だけでなく平常時からお互いが支え合うまちづくりに寄与していくため、「災害被災世帯支援」と「子育て支援」の支援金の増額を行いました。なお、歳末たすけあい募金の趣旨や当該事業等を広く市民へ周知・啓発を図るため、「地域防災力の向上に資する行政区」及び「住民の交流促進や互助活動のための集いの場」への支援を実施のうえ、事業の実施状況を踏まえながら趣旨に沿った新たな事業等についても検討していきます。

角田市から受託している生活支援体制整備事業では、地域の支え合い活動の発掘及び新たな支え合い活動の推進役を担う生活支援コーディネーターを配置し、今後も協議体

の運営・進捗管理、人材（ボランティア等）育成と活動場所の確保等を実施しています。
地域全体で福祉課題に取り組むことを通して住み良いまちづくりにつなげていく「小地域福祉活動」を活発化させるため、地域ふれあい活動（サロン活動）の推進や社協支会活動の活性化を図り、主体的に福祉活動に取り組むことができるよう、支援・連携し、シルバー人材センターと共同で開所した「つどいの場アンテナショップ憩」でも、本協議会の事業の周知及びのぎくの製品販売の拡大や利用者の社会参加を促進していきます。
近年の東日本大震災や令和元年東日本台風、令和６年能登半島地震や令和６年７月秋田・山形大雨災害、令和６年９月の能登豪雨災害、令和７年１２月に発生した青森東方沖地震など、近年様々な自然災害等が全国各地で発生し、角田市で災害がいつ発生するか分からない状況にあることなど、これらの大規模災害等に対応するため、災害対応基金を積み立て、角田市の災害対策本部と連動しながら、災害ボランティアセンターの運営及びその他災害対応を行っていきます。
なお、コロナ禍による小口資金貸付等が終了しましたが、引き続き償還及び免除の手続きなどの相談が発生しますので、引き続き生活困窮者の方の支援を進めていきます。
指定管理施設として指定を受けている角田市障害者就労支援施設のぎくの管理経営については、更なるサービスの向上に努めるとともに利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な訓練を実施し、利用者の作業手数料の引上げ及び平準化に取り組むとともに、利用者の高齢化対策についても角田市と連携していきます。
放課後児童クラブについては、令和８年度より市において民間業者への業務委託が決定しており、令和７年度末で当該業務委託は終了となります。
生きがいデイサービス事業については、入浴や送迎時に見守りが必要な利用者が増加しており、実施目的に沿って改善が求められるので、角田市と協議していきます。
令和８年度はこれら各種事業を展開するとともに、市民一人ひとりが住み慣れたこの地で安心して幸せに暮らすことができるよう地域福祉のさらなる推進に努め、役職員一体となって法人経営に当たっていきます。

重点目標

１．地域福祉活動計画の推進
２．社会福祉に関する活動への住民参加のための支援
３．子育て支援事業の推進
４．小地域福祉活動の推進
５．ボランティアの育成・推進と災害対応
６．組織体制の強化と財政健全化

事業内容

【地域福祉活動計画の推進】

第２期地域福祉活動計画の基本理念「自分らしく生き、ともに助け合い活かし合う地域づくりを進めていこう」を達成するため、３つの基本方針と８つの推進目標を設定しております。さらに、地区計画の策定も進めていきます。
角田市の第２期地域福祉計画の重点的な取り組みの１つに「重層的支援体制の整備」

を位置づけているとともに、第６次長期総合計画の重点プロジェクトにも「市民力」「地域共生」「地域資源フル活用」を掲げていますが、地域共生社会は、厚生労働省や全国社会福祉協議会も掲げている指針で、社会福祉協議会が福祉組織・関係者の「連携・協働の場」としての役割・機能を果たし、ともに生きる豊かな地域社会を目指す取り組みを展開していくことになります。

※　地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

○「角田市社会福祉協議会第２期地域福祉活動計画」より

・基本理念

自分らしく生き、ともに助け合い活かし合う地域づくりを進めていこう

・基本方針

①地域福祉に関する意識を高めていこう
②ともに助け合い活かし合うための場づくり人づくりを進めていこう
③地域福祉活動を推進するための基盤づくりを進めていこう

・推進目標

①地域福祉を身近に感じ取れるような取り組みを進めていこう
②福祉活動に参加しやすい環境づくりを進めていこう
③地域で取り組まれている福祉活動を支援していこう
④地域での担い手（ボランティアも含む）づくりと、支え合い活かし合っていくための役割づくりを進めていこう
⑤福祉や防災を切り口とした、学びの場を推進していこう
⑥包括的な支援体制を充実させていこう
⑦社協の地域福祉活動を知ってもらうための取り組みや基盤強化を進めていこう
⑧多機関連携による、ネットワークの構築を図っていこう

【社会福祉に関する活動への住民参加のための支援】

１．住民参加と広報活動

（１）広報誌「社協かくだ」発行**【推進目標：⑦】**

広報誌「社協かくだ」の年３回発行や随時「かくだボランティアセンター」のコーナーを設けて住民の地域福祉に対する理解を深め、**啓発**を図ります。（４月、７月、１月）

（２）角田市社会福祉協議会ホームページの充実と情報発信**【推進目標：⑦】**

①　執行体制、事業報告、事業計画、決算・予算等の財務諸表、指定管理事業など、経営内容やサービス内容を開示するため、ホームページの充実を図るとともに情報を発信します。

②　社会福祉協議会の活動等を幅広く市民等へ啓発・周知を行うため、令和６年９月より開始した公式フェイスブック及びインスタグラムの充実を図ります。

２．生活福祉活動

（１）生活援助の推進**【推進目標：⑥】**

① 生活福祉資金貸付事務を行います。
総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金等。なお、コロナ特例緊急小口資金貸付や総合支援資金貸付は終了しましたが、引き続き償還及び免除の手続きの相談等にも対応します。
② 生活安定資金の貸付業務を行います。
③ 日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）を支援します。
④ 地域ささえあい事業（求職活動支援・被災世帯支援・子育て支援・フードバンク事業・絵手紙事業など）を実施します。
※「災害被災世帯支援」と「子育て支援」について、令和７年度より支援要件基準等の見直しを図り、支援金の増額を実施。
・「火災等で被災」のうち、「全焼」「２０，０００円」を「３０，０００円」、「半焼」「１０，０００円」を「２０，０００円」、「出生（子育て）支援」の、「５，０００円」を「１０，０００円」に改正。
※令和８年度より「地域防災力の向上に資する行政区」及び「住民の交流促進や互助活動のための集いの場」をそれぞれ新設等。
・「地域防災力の向上に資する行政区」（・連年申請は不可とし２年あけの申請は可。・対象事業に市等からの交付金等がある場合は申請不可。・単年度２０行政区まで）へ「３０，０００円」、「住民の交流促進や互助活動のための集いの場」（・連年で３年までの申請可。・対象事業に市等からの交付金等がある場合は申請不可。・食糧費のみは支援金の対象外）へ「１０，０００円」。

（２）共同募金等への協力**【推進目標：⑧】**
① 歳末たすけあい運動における配分業務を行います。
② その他たすけあい運動に協力します。
③ 共同募金会災害見舞金贈呈事業の事務を支援します。

３．高齢者福祉活動の推進**【推進目標：③】**
① 高齢者用日常生活用具貸与事業（車椅子・特殊寝台）を実施します。
② 高齢者用福祉自動車送迎サービス事業を実施します。
③ 在宅の百歳高齢者に祝意を表します。
④ 老人クラブ活動を支援します。

４．障害者福祉の推進**【推進目標：③】**
① 障害者用日常生活用具貸与事業（車椅子・特殊寝台）を実施します。
② 障害者用福祉自動車送迎サービス事業を実施します。
③ 視覚障害者用広報ＣＤを録音作成し無料配付します。
④ 聴覚障害者用遠隔手話サービス（タブレット等）の利用を促進します。
⑤ 障害者スポーツ交流事業を支援します。
⑥ 障害者福祉団体活動を支援します。
⑦ その他機宜に応じ協力します。

【子育て支援事業の推進】

１．児童福祉活動の推進**【推進目標：③】**
① ブックスタート事業を実施します。

② 子育て支援事業を実施します。(一部を地域ささえあい事業で実施)
③ 子ども会育成会活動を支援します。

【小地域福祉活動の推進】

1．地域福祉活動の推進【推進目標：②⑦⑧】
① 地域ふれあい事業を支援します。(地域住民が主体となって行う高齢者等のサロン活動への支援)
② 社協支会活動の活性化及び各種福祉団体活動を支援します。
③ 見守り活動を推進します。
④ シルバー人材センターと共同で開所した「つどいの場アンテナショップ憩」を地域福祉の活動の場として活用します。
⑤ モデルとなるサロン活動の場の創設や社協の事業の周知及びのぎくの製品販売や利用者の社会参加を促進します。

【ボランティアの育成・推進と災害対応】

1．ボランティア活動事業と災害ボランティアセンター事業の推進【推進目標：②④】
① 災害ボランティアセンターの体制整備を図ります。
② 地域防災組織に対し支援します。
③ ボランティアセンター事業を推進します。(登録・相談業務・斡旋・育成指導等)
④ 団体活動を支援します。
⑤ ボランティア活動指導者を育成します。
⑥ ボランティア養成講座を開催します。

2．福祉・防災教育の推進【推進目標：①②⑤】
① 福祉推進事業による福祉啓発及び活動普及を支援します。
② 小・中・高校生の福祉体験学習を実施します。
③ 防災教育を推進します。

3．災害対応【推進目標：⑦⑧】
① 災害対応基金を積み立て、災害に備えます。
② 角田市と「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」や「災害ボランティア活動と救助との調整に係る事務等に関する委託契約書」に基づき、災害対策本部と連動した災害対応を行います。

【組織体制の強化と財政健全化】

1．会長・副会長会議、理事会、評議員会、監事会の開催【推進目標：⑧】
① 事業計画、予算及び事業報告、決算について審議します。
② 理事・評議員・職員との合同研修会を開催します。
③ その他必要に応じて会議を開催します。

2．地域福祉検討委員会の開催【推進目標：⑧】
① 事業計画・予算等を検討します。

② その他必要に応じて開催します。

3．財政健全化対策及び人材確保対策**【推進目標：⑦】**

平成３０年度に財政健全化検討委員会より、提言を受けましたので、これに沿って財源確保や自主財源の創出に努めますとともに、人材確保に努めます。

【指定管理事業】

1．角田市障害者就労支援施設のぎくの管理経営**【推進目標：③】**

(R6.4.1～R11.3.31) ５年契約

① 利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な訓練を実施します。また、アンテナショップ憩での製品販売や社会参加に努めます。

② 作業手数料の引上げ及び平準化に努めます。

③ 利用者の送迎及び利用者研修などを通してサービス向上に努めます。

【受託事業】

1．宮城県社会福祉協議会からの受託事業

（1）日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）**【推進目標：⑥】**

在宅の認知症高齢者などをサポートする事業で、日常的な金銭管理などを支援します。

（2）生活福祉資金貸付相談・手続き事務**【推進目標：⑥】**

総合支援資金・福祉資金などの貸付け及び手続き事務を行います。

2．角田市からの受託事業

（1）角田市生活支援コーディネート業務委託事業**【推進目標：③⑥】**

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、生活支援コーディネーターを配置するなどして推進体制の整備を図ります。（**第２層**）

※第２層・・地区振興協議会区域における複数の行政区やその他の単位における活動など、地域拠点での交流を通じて、コミュニティ活動の推進や福祉施策、防災面において具体的な活動を行う圏域。

（2）角田市生きがいデイサービス事業**【推進目標：④⑧】**

在宅高齢者の生活の助長、心身機能の維持向上等を図ります。

（3）角田市生きがい健康づくり事業（椿の湯）**【推進目標：⑧】**

一般市民の健康づくり・介護予防サービスの推進を図ります。

※角田市公共施設個別施設計画に基づき令和７年度・８年度に大規模改修

【団体事務の支援】

1．次の各種団体事務の支援をする。**【推進目標：⑧】**

① 角田市民生委員児童委員協議会

② 角田市共同募金委員会
③ 角田市老人クラブ連合会
④ 角田市母子福祉会
⑤ 角田市手をつなぐ育成会
⑥ 角田市遺族会
⑦ 角田市身体障害者福祉協会